

平成29年度入所児童の申し込みを受け付けます

広野町保育所

- 対象年齢 平成23年4月2日から平成28年10月1日までに生まれた児童
- 受付期間 平成28年11月1日(火)から30日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(受付期間以降は、広野町保育所または広野町役場 福祉介護課にお問い合わせください。)

- 申し込み場所 広野町保育所
(広野町中央台1丁目8番地)
広野町役場 福祉介護課
(広野町大字下北迫字苗代替35)

問 広野町保育所 ☎0240-27-2345
広野町役場 福祉介護課 ☎0240-27-2115

平成29年度入館児童の申し込みを受け付けます

広野町児童館

- 対象児童 小学校新1年生から新6年生
- 募集定員 登録児童100人
- 受付期間 平成28年11月1日(火)から30日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時15分から午後5時まで(受付期間以降は、広野町児童館または広野町役場 福祉介護課にお問い合わせください。)
- 入館基準
【登録児童】入館申し込みが必要です
・入館対象児童で昼間家庭に保護者がおらず、年間を通して児童館を利用する児童。

- 【日々来館児童】入館申し込みは不要です
・入館対象児童で、時々遊ぶために児童館を利用する児童。
・入館手続き、および費用の負担はありません。
・また特別日程日や各種行事には参加できません。
・入館対象未満児は保護者同伴のうえ、館長の許可を得て午前中のみ利用できます。

- 申し込み場所 広野町児童館
(広野町中央台1丁目6番地)
広野町役場 福祉介護課
(広野町大字下北迫字苗代替35)

問 広野町児童館 ☎0240-27-3288
広野町役場 福祉介護課 ☎0240-27-2115

平成29年度広野幼稚園児募集について

平成29年度広野町立広野幼稚園の入園児を次のように募集します。

- 5歳児(年長児) 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた児童
- 4歳児(年中児) 平成24年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた児童
- 3歳児(年少児) 平成25年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた児童

- 申し込み場所 広野町教育委員会事務局または広野幼稚園

- 申し込み期間・受付時間 平成28年11月1日~平成28年11月30日
※受付期間以降は、広野幼稚園にお問い合わせください。
平日の午前8時30分~午後5時

- 申し込み方法 『広野町立幼稚園入園許可申請書』と共に『支給認定申請書』による。

- 保育時間 月~金曜日...午前8時~午後1時45分
◎預かり保育を利用するときも併せて申し込みをしてください。
・両親が職業を持ち、家庭での保育が困難な場合など。
・預かり保育日時...月曜日~金曜日
午前7時30分~午前8時/
午後1時45分~午後6時

問 広野幼稚園 ☎0240-27-2221

広野町地域振興券の使用期限が延長されます

町では国および福島県と協議を行い、広野町地域振興券は平成29年1月31日以降も使用できることとなりました。
使用期限については、確定後、改めてお知らせします。
使用期限が延長されても新しい地域振興券は交付されません。
お手元にある地域振興券を引き続き使用してください。

※広野町地域振興券は、住民の早期帰還・生活再建やブランド・イメージ回復を目的として交付していますので、その趣旨を理解いただきご利用ください。

問 復興企画課 企画振興係
☎0240-27-2111(代表)/☎0240-27-1251(直通)
FAX0240-27-2212

“浜街道広野小高線(広野工区)開通記念”
第14回ひろの健康ウォーク参加者募集【7キロコース】

今回は、開通前の浜街道(広野小高線)を一定早く歩くコースです!

- 日 時 平成28年10月30日(日)
受 付 午前9時~
開 会 式 午前9時30分~
スタート 午前9時45分~
- 集合場所 二ツ沼総合公園ふれあいドーム

- 参加申込みおよびお問い合わせ 子供からお年寄りまで、健康な方なら誰でも参加できます。
小学3年生以下の参加者は保護者同伴とします。
- 申し込み締め切り 平成28年10月24日(月)
詳しくは、同封の案内チラシをご覧ください。か、広野町役場町民保健課にお問い合わせください。

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

福島県からのお知らせ

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。
「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない。」
不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さんのご協力と情報提供が欠かせません。
不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課ま

たは最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

問 県庁総務部税務課
☎024-521-7205 FAX024-521-7905
電子メール zeimu@pref.fukushima.lg.jp
相双地方振興局県税部
☎0244-26-1127 FAX0244-26-1128
電子メール sousei.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

事業主の皆さん、労働保険の加入手続きはお済みですか

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。
正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

詳しくは、福島労働局総務部労働保険徴収室(☎024-536-4607)または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。